

# 教員免許更新制への対応について



## 問

いよいよ本年度から教員免許更新制が本格実施される。本制度は「三五歳、四五歳、五五歳の教員を対象に、大学で一定の講習を受け、認定が確認されれば教員免許の有効期間が一〇年さらに伸び、教壇に立てる。」というものである。この免許更新制の導入については、当初から資格の公平性、費用負担の問題、大学側の条件整備等々について疑問点や問題点が少なくない。今もって現場教師の間では、なぜ自己負担で一〇年ごとの更新が必要なのか、それに伴う価値があるのか。等の声が聞かれ、当事者でありながら制度がよく浸透していない。何れにしても、免許更新制は国の制度ではあるが、教員免許を管理する立場にある町教委として、社会から何を期待される制度なのか納得と理解を求める努力が必要と考える。ともあれ、

教員の資質・能力を問うというのであれば、研修制度の再度の整理と、人事制度の充実を考えたほうがよいとは思いますが、以下、四点お伺いする。

- ①教員免許更新制の実施にあたっての所見をお伺いする。(意義・目的・期待等)
- ②本町の該当者数と自己責任とはいえ、その周知や現場をどのように指導しているか。
- ③受講免除が認められる根拠と対象者は。
- ④制度的不備や負担が指摘される本制度と研修制度の再編と見なおしを求めているか。

## 教育長

①国際化の進展とともに、社会のあらゆるシステムや価値観が大きく変わり、世の中が日進月歩で進んでいく時代においては、その時々で必要な知識・技能を教員が確実に身に付け、社会の尊敬と信頼

を得ながら、子どもたちに伝えなければならぬ。

教員免許更新制は、すべての教員が最新の知識と技能を身に付け、その資質・能力をリニューアルし、自信と誇りを持って教壇に立ち、教育の専門家として子どもたちに充実した授業を実施できるよう設けられたものと理解している。

しかしながら、このことにより教員の負担感を高めているのは事実であり、今後とも教員免許更新制が円滑に実施するためには、ニーズに応えた質の高い講習内容と受講環境の確保が重要であると考えている。

②本年3月31日現在で、本町における本年度の該当者数は、校長2人、教頭1人を含め23人である。

また、現場教員への周知は極めて重要であることから、近隣の大学等が実施している免許状更新講習の実施内容や申請手続きに関する

情報提供に努め、文科省のホームページや北海道教育委員会の通知なども有効に活用し、遺漏のないよう周知に努めたい。

現場への指導は、任命権者である北海道教育委員会から、旧免許状所持者の最初の修了確認期限を整理した「学校ごとの確認表」が通知されているので、確認表に基づき、該当となる教員に対し学校長を通じて、適切な説明と周知に努めるよう指導したところである。

③旧免許状を所持する現職の教員は、「修了確認期限までに、免許状更新講習の課程を修了したことについての確認を受けなければならぬ」とされているが、「教職員免許法施行規則」においては、平成23年3月31日現在で56歳以上の者には、修了確認期限が設定されておりませんので、更新講習を受講する必要はなく、免許状は生涯にわたり有効となります。

そのほかに、校長、教頭、指導主事、社会教育主事等の職にある方は、北海道教育委員会に申請すれば、更

新講習の受講免除の認定を受けることができる。  
④未来を担う子どもたちに對して、「いかにして充実した質の高い教育の機会を保障できるか。」との観点から、国、地方公共団体、学校、家庭、そして地域社会が緊密に連携・協力して、それぞれの責務を果すことが今、求められている。

学校教育の本質や教育行政の責任の所在、公教育のあり方が問われる中、教育の成否は、まさに教員にかかっており、教員として質の高い優れた人材を確保することが重要であるとのことから、教員免許更新制が導入されたととらえている。北海道は、地域が広大で移動距離が長いことや、更新講習を実施可能な大学が偏在していること、受講者の経済的負担が大きいこと、さらには、「教育公務員特例法」に規定されている十年経験者研修との調整の問題など、様々な課題があるものと認識している。

今後とも町教委に対し、このような教育現場の実態を伝えたい。